



1994年11月10日

日本税理士会連合会

会長 平田公敏 殿

全国青年税理士連盟

東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-12

代々木リビング 303号

電話 03-3354-4162

会長 岩田俊一

### 申入書

時下、ますますのご清栄のこととお喜び申し上げます。

また日頃は、当連盟の活動及び所属会員に対して、深いご理解とご支援を賜り誠にありがとうございます。

当連盟では、1978年に大阪国税局管内で端を発して大きな社会問題となった「いわゆる天下り税理士顧問予約問題」は、健全な税理士制度の発展と維持とを阻害し、税理士制度に対する国民の信頼を損なうものであると考えおります。よって、当連盟は、この問題に対して貴会及び各税理士会と同様に、長年にわたって監視を続けてまいりました。

さて、北海道税理士会札幌北支部の広報誌「北風」第104号（本年4月30日付）に掲載された投稿によれば、投稿者の関与先に対して某署の統括官より税務署出身の税理士の顧問先斡旋の依頼があり、承諾の返事をしなかったところ、後日関与先が税務署出身の税理士と顧問契約したことにより、投稿者は顧問契約を解消されたようあります。

さらに、最近の北海道地区での新聞報道によりますと、札幌国税局管内で、国税当局において組織的に上級職員の退職後の顧問先の斡旋が行われているようあります。このような事態を放置することは、国民の税務行政及び税理士制度に対する信頼を損なうものであると、私たちは危惧しております。

よって、貴会におかれましても、国税庁及び全国の国税局に対して、下記の施策を講じられるように申し入れられるとともに、この問題に対する貴会の明確なお考えを各税理士会及び全国の税理士に対してご表明なされるようお願い申し上げます。

### 記

- 1、税理士法第42条（業務の制限）に違反しないこと。
- 2、国税局、税務署が組織的に退職予定者のために顧問先を斡旋しないこと、また在職中に職員がその地位を利用して退職後の顧問先予約行為をしないこと。
- 3、国民が税務行政に対して強い不信と疑惑を招くような行為をしないこと、また公正な税務行政が阻害される行為をしないこと。

最後に、貴会におかれまして「いわゆる天下り税理士顧問予約問題」につき、国税当局に対して確固たる姿勢で善処を申し入れられるとともに、この問題に関して広く世論に明確な意見表明をなされることが、常日頃、平田会長が申しておられる日本税理士会連合会のステータス確立に大いに貢献することであると、当連盟では確信しております。

1994年11月10日

国税庁長官

寺村信行 殿



全国青年税理士連盟

東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-12  
代々木坂跡 303号

電話 03-3354-4162

会長 岩田俊一

### 申 入 書

時下、ますますのご清栄のこととお喜び申し上げます。

当連盟は、全国の若い税理士約3000名で組織されている団体であり、真に国民から信頼される税理士制度の確立のために活動を行っております。

当連盟では、1978年に大阪国税局管内で端を発して大きな社会問題となった、国税当局による組織的な上級職員への退職後の顧問先斡旋行為等「いわゆる天下り税理士顧問予約問題」は、国民にとって税務行政に対する強い不信感と疑惑を招くものであり、税務行政の公正さが歪められるおそれもあります。また、健全な税理士制度の発展と維持とを阻害し、税理士制度に対する国民の信頼を損なうものでもあります。よって、当連盟は、この問題に対して長年にわたって監視を続けてまいりました。

さて、最近の北海道地区での新聞報道によりますと、札幌国税局管内では、なお国税当局において組織的に上級職員の退職後の顧問先の斡旋が行われているようあります。このような事態を放置することは、国民の税務行政に対する信頼を著しく損なうものであると、私たちは危惧しております。

そこで長官におかれましては、下記の施策を行われるとともに、全国の国税局、税務署、税務職員に対して、今後このような問題を生じさないよう徹底したご指導をなされるようお願い申し上げます。

記

- 1、税理士法第42条（業務の制限）に違反しないこと。
- 2、国税局、税務署が組織的に退職予定者のために顧問先を斡旋しないこと、また在職中に職員がその地位を利用して退職後の顧問先予約行為をしないこと。
- 3、国民が税務行政に対して強い不信と疑惑を招くような行為をしないこと、また公正な税務行政が阻害される行為をしないこと。